

平成目安箱への回答 No.13 【再】「不当な固定資産税の減免を止め税収を増やす」について

担当主管課：税務課資産税係（内線 255・256）

要望等内容	回答
<p>ご回答をいただきましたが、減免の理由について「コミュニティープラント（浄化槽）に対する減免を定めた内規による」としています。</p> <p>【コミュニティープラント：コミュニティープラントとは廃棄物処理法により定められた市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設である（環境省）】</p> <p>とすると、大磯町の施設（財産）なので税の減免を行っているとの主張かと思えます。そこで浄化槽の所管課の美化センターに問い合わせたところ、大磯町には現在も過去にもコミュニティープラントは存在しないとの事です。</p> <p>コミュニティープラントと称するが実は一般的な単なる浄化槽にすぎないとすると公共の財産という減免の理由がなくなります。</p> <p>町の所有なら税の減免どころか非課税扱いは当然ですが、一般の浄化槽の所有者がすべて固定資産税を払っていることを考慮したとき、現在減免の対象になっている浄化槽の所有者が構築物（浄化槽）も土地も固定資産税の減免を受ける具体的な理由を説明してください。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、お寄せいただきました御意見ですが、コミュニティープラントとは、「市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための汚水処理施設」などを指しております。しかしながら、本町の「コミュニティープラント（集中処理浄化槽）に係る固定資産税の減額措置に関する内規」では、都市計画法等の指導を受け、開発等により民間事業者等が設置した集中処理浄化槽等をコミュニティープラント（集中処理浄化槽）としています。</p> <p>このことから、大磯町町税条例及び大磯町町税減免取扱規程による固定資産税の減免申請がされ、本内規の規定に適合される場合は、減免を行うこととなります。</p> <p>御理解の程よろしくお願いいたします。</p>

目安箱受付日：H26. 10. 3

掲示日：H26. 10. 29